

第1309回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成26年6月19日 木曜日

開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀

委 員 星川 茂一

委 員 奥野 史子

委 員 秋道 智彌

委 員 鈴木 晶子

委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 3人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1308回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件 報告2件

イ 非公開の承認

議案1件については、任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

ウ 報告事項

京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）平成26年度行動指針について

（事務局説明）

○ 山内 生涯学習部担当課長

「京都はぐくみ憲章」の実践を一層推進するため、具体的な実践方策を掲げた平成26年度「行動指針」を策定した。昨年度の「京都はぐくみ憲章実践推進条例」改正にあたっての議論や市民意見、「子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会」での議論も踏まえ、「憲章」

の6つの行動理念に基づく「基本的な方策に関する行動」、7つの緊急課題に基づく「緊急の方策に関する行動」について具体的な取組を掲げている。

これらの取組のうち、「児童虐待から子どもの命を守ります！」「いじめから子どもの命を守ります！」「ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子どもを守ります！」「親支援プログラム」や子育てサロンの活動等に取り組みます！」の4項目を重点行動として定めた。今後の主な新規取組として、「スマートフォンアプリを活用した広報啓発」や『（仮称）京都はぐくみ憲章実践してます宣言』の創設、「各区役所への『子ども育みサポーター』の設置」などに取り組む。「子ども育みサポーター」とは、教育委員会生涯学習部首席社会教育主事をサポーターとして任命し、区役所に配置するもので、京都はぐくみ憲章の区政への浸透や、区役所・支所と学校・教育委員会の連携強化を進めている。

（委員からの主な意見）

- 行動指針について、子どもの年代に応じた対応策を考えているのか。
- リーフレット裏面について、「基本的な方策に関する行動」と「緊急の方策に関する行動」がどのように対応しているのか一見理解しにくい。また、デザインの問題だが、「重点行動」の表記がどこまでを指すのかが少しわかりにくい。
- リーフレット表面の行動理念の表記について、「1」ではなく、漢数字の「一」にすべき。「ひとつ」とは単に数字を意味するものではなく、「一つにして全て」という意味を持っている。
- スマートフォンアプリによる啓発については、自分からアクセスしてもらう必要があるため、多くの人を惹きつける工夫が必要である。
- 子ども育みサポーターの取組の進捗状況や活動拠点はどうなっているのか。十分に機能するようにしっかりとサポートしてほしい。
- 「京都はぐくみ憲章」という愛称は、「京都をはぐくむ」と「子どもをはぐくむ」の二つの意味がうまく入っており大変素晴らしい。
- 新しい課題に対する対応と、これまでから継続して取り組んでいるものとを区別し、どちらも大切に推進してほしい。

（事務局）

- 行動指針は多様な立場の方が実践できるよう、年代の区別を設けず大きな枠組みを記載しているが、「親支援プログラム」や携帯電話市民インストラクターによる啓発講座等、子どもの年代に応じて保護者同士で悩みを話し合い、情報を交流する取組など、子どもの発達段階に合わせた具体的な取組も進めていく。
- 「基本的な方策に関する行動」は、京都はぐくみ憲章の6つの行動理念と対応しており、「緊急の方策に関する行動」と対応しているわけではない。今後、リーフレットのデザインが一層分かりやすくなるよう工夫していきたい。
- スマートフォンアプリによる啓発にあたっては、子育て支援情報など比較的ニーズの高い情報を併せて配信することで、積極的にアクセスしてもらえるように工夫していく予定。これまでの紙媒体中心の情報提供では届かなかった層にも啓発していきたい。
- 「子ども育みサポーター」は今年度の4月から新設ところであり、具体的な活動内容についても現在区役所と調整しながら検討しているところである。今後、子ども育みサポーターを介して、区役所と学校・教育委員会の連携を深めていきたい。

小学校教科書採択について

(事務局報告)

○大林 学校指導課長

平成27年度から平成30年度まで使用する小学校教科書の採択に関わる、調査研究の進捗状況について報告する。また本日は、このたび教科書検定を合格した各出版社の教科書を参考に持参した。自由に御覧いただきたい。

まず、これまでの経過について。5月8日、教科書採択にかかる基本方針について議決いただいた後、5月15日に第1回の教科書選定委員会を開催した。第1回教科書選定委員会では、教科書採択の基本方針を確認した。

選定の観点の作成にあたっては、前回の教育委員会での御指摘を踏まえ、京都で学ぶ児童にとってふさわしいものとなるよう「京都らしさ」を念頭に置いて作成した。また、全教科共通した見通しを持つため、新たに基本方針と各教科の選定の観点とをつなぐ1から7までの項目でかかげた「選定の柱」及び「全教科共通の観点」を設定した。

選定の柱の項目については「学校教育の重点」の基本指針である『「確かな学力」の育成に向けて』、『「豊かな心」の育成に向けて』、『「健やかな体」の育成に向けて』に則した内容としている。また、全教科共通の観点については、全ての教科にわたって必要となる観点の内容を精査し、文言を統一した。

現在、これらの観点に基づき、各教科の調査研究部会において、各社の教科書の記述内容等について慎重に調査・研究を進めている。

次に、教科書の全般的な傾向について説明する。概ねどの教科書も前回採択時と比べるとページ数が増加している。例えば、国語科では言語活動の充実についての記述が増えていたり、社会科では調べ方やまとめ方の充実が見られるなど、学習指導要領に変わりはないものの、説明や資料の充実がページ数の増加につながっている。採択終了後、教員や子どもたちの過度な負担にならないよう留意しながら、新しい指導計画を作成する。

また、ユニバーサルデザインの観点から、各社の教科書には様々な配慮がなされている。こうした点も考慮しながら、各部会では各社の教科書をより詳細に比較・検討している。

最後に、教科書展示会についてである。5月30日から、既に5カ所で展示を開始しており、6月12日時点の集計で計25名の来場があった。これは閲覧者名簿に記名いただいた方の人数なので、実際に教科書を手にとって御覧いただいた方はもっとたくさんおられると思う。また意見書は10件あった。教科書展示会は、開かれた教科書採択の趣旨を踏まえ、引き続き7月2日まで行う。

現在、各調査研究部会では、全ての教科書を慎重に調査し、数社に絞り込む作業が始まっているところと聞いている。今後も引き続き調査研究を進め、最終的には、7月下旬頃、選定委員会からの答申を受け、採択教科書について御審議いただく予定。

(委員からの主な意見)

○ページ数が増えたという説明があったが、教える内容が増えたのか資料等が増えたのかどちらか。

○全教科共通の観点の中に「児童の追究意欲を高める工夫」とあるが、探究ではなく追究という文言を使用している趣旨は何か。

- 算数の教科書では練習問題等，教科書に答えを書き込むような形式が多いが，実際に授業でも教科書に書き込むことは多いのか。
- 教員が教えやすいよう教科書も変わってきたという報道があるが，実際にそういう変化があるのか。
- 教科書は子どものためにどう機能させるかが大事であり，そこが教員の力量が必要となるところである。
- 教科書採択の後，その教科書を使った指導法等はどのように教員に示すのか。
- 今回お示しいただいた資料の中の各社の教科書を一覧にまとめていただいた資料で，出版社名が一番に示されているが，本来は，出版社から教科書を選ぶのではなく，中身を吟味して教科書を選ぶことが重要だ。
- 教科書の裏表紙には執筆者が書かれており，長年同じ方が務めていることがある。社会の変化とともに教科書の内容も変わるべきであるが，執筆者のほうがその対応できているのかという疑問はある。
- 全体的にわかりやすさを重視しているように思う。架空の登場人物がそれぞれの体験や考えを表明しているような記述が多くあり，物語テイストになっていること自体は子どもの理解を促進するために一定必要かもしれないが，フィクションとノンフィクションが混在している状況の中で教員が指導する際に注意が必要であると思う。
- 子どもは一つの教科だけでなく総合的に育っていくので，他教科との関連を見ていくことは非常に大事である。
- 教科書展示会への来場者数等についてについて前回と比べて変化はあるのか。

(事務局)

- 資料等が増加している。今回は学習指導要領が変わっていないため，時事的なトピックス以外には内容は大きく変わらない。
- あるひとつの課題に向かって取り組む場合を「追究」，課題の周辺分野まで学びに広がりを持たせて取り組む場合を「探究」と使い分けている。
- 教員よりも子どもが見通しを持って学習できるような工夫がされていると感じる。指導方法等については採択後に作成する京都市指導計画に盛り込む。
- 低学年は物語仕立てに工夫されている一方，高学年では図表の読み方をきっちり扱うなど，学年に応じて工夫がされている。各教科等で抑えるべき視点については京都市指導計画に盛り込む。
- 前回採択時は指導要領改訂後の展示会であったため，比較的来場者も多かったが，それに比べると今回は減少している。保護者等にも学校から展示会の案内が渡るよう周知はしている。

エ 議案事項

議第3号 京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明)

○清水総務課長

本規則の改正は，本年4～5月，本市保健福祉局の職員が，京都市長印を押印した委託

契約書を偽造し、詐欺及び有印公文書偽造・同行使の容疑で逮捕された事件を受けたものであり、公印に関する事務をより適正に執行するため、公印の保管、使用等について定めた「京都市公印規程」の一部改正が市長部局で行われ、本教育委員会事務局においても、「京都市教育委員会公印規則」を改正するものである

規則改正の内容としては、まず、これまで公印の押印は、「保管者」が押印するか又は「公印使用者」が押印するかどちらか選択可能であったところを、保管者等が自ら押印することを原則とする。

しかし、公印によっては、年間の発行部数が膨大である場合や、一時に集中して大量の文書に押印する必要がある場合があり、その公印を保管する所属の保管補助者等の負担が過重となるため、「総務課長がやむを得ないと認める場合に限り、保管者等は、公印保管者が指定する場所において保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。」という規定を設ける。

これまでから、「公印使用者に押印させるときは、」保管者等は「押印に立ち会わなければならない」という規程はあったが、これを、「保管者等の視認の下に、公印使用者に押印させることができる。」というより強い表現に改め、公印の押印場所を、容易に職員の目に触れる場所に移動し、押印の目視を行うこととする。

実際の運用における、「総務課長がやむを得ないと認めるとき」は年間を通じて相当膨大な公印の発行が予測される公印のみであり、現状では、年間の発行部数が11000部を超える「総務課長が保管者となる公印」（教育委員会印、委員長印、事務局印、教育長印）のみが、保管者等の視認の下、使用者が押印できる公印となると考えている。

その他の公印、学校長の印や事務局各課の所属長印については、発行部数も多くなく、原則通り「保管者等」のみが押印することとしたい。

なお、今回の規則改正の内容はすでに運用面では先行して実施し、公印管理の徹底を図っている。

（委員との主な意見）

- 公印を押印する文書は、管理されているのか。
- 使用されていない時の公印の保管状況はどうなっているか
- 公印そのものについても、それぞれ偽造されないように管理されているのか
- こういう不祥事が起きた時に、コンプライアンスについて徹底されていると思うが、実際には係員までどのように徹底させるのか。

（事務局）

- 公印を押印する文書は、それぞれ総務課の職員が確認し、どの文書に押印したか簿冊等でも管理されている
- 通常時は公印を保管している箱自体に鍵をかけており、使用するときのみ担当者が鍵を開けている。また、職員がいないときは、鍵のかかる場所で公印を保管している。
- 全ての公印は公印台帳に印影を記録することによって管理している。
- まず、総務課から文書で各所属に通知する。その後各所属において、その通知にしたがって、各係でミーティング等していただき、周知徹底を図っている。

エ 非公開の宣言

委員長から、以下の議案１件について、会議を非公開とすることを宣言。

オ 議案事項

議第４号 第３１期社会教育委員の解嘱及び委嘱について

(事務局説明)

○西原生涯学習推進課長

第３１期社会教育委員の委嘱については、昨年６月に教育委員会での議決をいただき、同年７月１日より委嘱したところである。任期は平成２７年６月３０日までの２年間であるが、このたび、一部の委員の任期途中の解嘱及び新たな委員の委嘱について御審議いただきたい。

まず、社会教育関係者として、平成２３・２４年度京都市 PTA 連絡協議会会長の長屋博久氏が退任、その後任を、平成２５年度の市 P 連会長の富樫一貴氏にお願いしたい。PTA からの社会教育委員への参画は、市 P 連前会長に御就任いただくという市 P 連との協議による慣行がある。本年５月末日をもって富樫氏が市 P 連会長を退任されたことを受けて、同様の扱いにさせていただきたい。

次に、学校教育関係者として、京都市立仁和小学校長で小学校長会本部役員を務めておられた林早苗氏が本年３月末で退職したことに伴い、校長会とも協議のうえ、新たに京都市立安井小学校長の坂本香代子氏に委嘱させていただきたい。

解嘱は本年６月３０日、新委員の委嘱は７月１日とし、任期は前委員の残存任期である平成２７年６月３０日までとさせていただきたい。

以上、審議のほど、よろしくお願いする。

(議決)

委員長が、議第４号「第３１期社会教育委員の解嘱及び委嘱について」に対し、各委員「異議なし」を確認、議決。

(４) 閉会

１２時００分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長